

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

平川市長 長尾 忠行

市町村名 (市町村コード)	平川市 (22101)
地域名 (地域内農業集落名)	平賀 ^⑪ (平田森、町居、南田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第 1 回) 令和 6 年 2 月 2 7 日 (第 2 回) 令和 6 年 7 月 2 9 日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・平田森地区は生産組合が中心となり農地を維持しているが、組合員の高齢化問題を抱えている。
- ・町居地区は、生産組合法人が集積・集約を進めており、地域農業の維持について見通しが明るい。
- ・オペレーターの確保、機械の取得費用をの軽減を目的に、周辺組織との人員交流・機械の共同所有などを検討している。
- ・後継者不足、農家数減少の一因は、親が子に就農を推奨しないことである。
- ・相対の貸借が多いことが、生産組合への集約化が進まない要因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平田森・町居地区ともに生産組合が中心となり農地の維持・拡大を図る。

オペレーター不足、農業機械高騰等への対策として、町居生産組合、新屋生産組合、沖館中央コンバイン組合の 3 組合で収穫作業の共同化を目的とした組合を設立し受益面積の維持を図る。また、生産組織の存続が困難となる周辺組織へ働きかけ、合併を検討する。

そのほか、出し手情報を素早く把握できる体制を整えることでスムーズな農地の引継ぎを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	273 ha
------------	--------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
目標地図の実現を目指し計画的に農地集積を進めている地域の生産組織が中心となり集積・集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員等が中心となり中間管理機構の活用を推進し集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
スマホ等を活用した農作業のＩＴ化・省力化を図り、後継者や新規就農者が参入しやすい環境を整える。 また、退職後の就農に向けた情報を提供する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--